

度と戦争をしない、させない社会づくりを目指すため、「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神を日々の市民生活に定着させるとともに、市民・関係機関と行政が一体となって、核兵器のない世界の恒久平和に向け、積極的な取組を進めます。

中分類3●行政改革・適正な行政運営の推進

個性豊かな地域社会の実現のため、住民に身近な行政サービスはできるだけ住民に身近な地方自治体で行うことを目的に地方分権が進められており、国や京都府などの動向を見極めながら、広域連携も含め、市民にとって有益となるよう基礎自治体としてのあり方を検討します。

地方分権の推進により、住民主権の実現、地方自治が確立され、個性豊かな「ふるさと宇治」を築くことを目指します。また、権限移譲についても、権限に応じた財源の移譲が不可欠となるため、国や京都府などと調整を図ります。

行政改革では、引き続き市民理解を得られる職員の給与水準の確保に努めるなど、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という原則に基づき、市民サービスの向上と行政の効率化に努めます。

行政サービスの充実では、高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働や共助による新たなサービスのあり方等について検討します。

計画的・効率的な行財政の運営の確立では、長期的な見通しで、少子高齢化の進展等により、市の行財政環境がさらに厳しいものになると考えられ、自主財源の確保とともに、事業の取捨選択や見直しが不可欠な状況となりつつあります。このため、市民ニーズを把握、分析するとともに、説明責任を果たすことができる行財政システムの構築を目指します。

組織機構の確立と人材育成では、市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、引き続き、柔軟で弾力的な組織機構の確立、職員の能力の向上や意識改革を進めます。

第1期中期計画



I. 中期計画の考え方

1. 中期計画策定の趣旨

中期計画は、総合計画の具体的な方向性を示すものとして策定します。総合計画の中で、基本的な市の方向性を定める基本構想の計画期間を11年間とするのに対して、首長の公約との整合を図るとともに、急激に、かつ大きく変化する社会経済状況に柔軟に対応しやすい実現性の高い計画とするため、策定年限を3年間・4年間・4年間として策定します。

2. 目標年次・計画期間

本中期計画は、第1期中期計画として、目標年次を2013年（平成25年）度とし、2011年（平成23年）度～2013年（平成25年）度の3年間に計画期間とします。

基本構想(11年)		
2011年(平成23年)度～2021年(平成33年)度		
第1期中期計画(3年)	将来展望	
2011年(平成23年)度～ 2013年(平成25年)度	第2期中期計画(4年)	
	2014年(平成26年)度～ 2017年(平成29年)度	第3期中期計画(4年)
		2018年(平成30年)度～ 2021年(平成33年)度

3. 進行管理と政策評価の公表

計画の推進にあたっては、社会経済情勢等の変動及び市財政の状況などを踏まえ、毎年度の予算編成で計画の具体化を図るものとします。

各事業の政策評価を行い、公表するものとし、毎年の決算成果説明書に政策評価を加えます。また、進行管理として、中期計画期間ごとに中期計画全体の総括・検証を行うものとします。

※資料全体の数値について、2009年（平成21年）度までの数値は決算数値となっています。
 ※中期計画の目標値・指標値の中で、矢印表記については、各矢印の方向に向けて目指していく方向性を示しています。

- ↗ ……増加・上昇の方向性
- ……現状維持の方向性
- ↘ ……減少・削減の方向性

II. 施策体系



